

平成2年

国勢調査報告書

世田谷区

は　じ　め　に

国勢調査は、統計法に基づいて行われる国の最も基本的な調査で、大正9年に第1回調査が行われて以来ほぼ5年毎に実施され、今回の平成2年国勢調査（平成2年10月1日現在）は数えて15回目にあたります。

この調査は、人口及び世帯・住居に関する基本的な事項ばかりでなく、労働力の状態や高齢世帯の状況などを明らかにするもので、国や地方自治体の各種行政施策の立案、実施に欠くことのできない基礎資料となります。

本書は、総務庁統計局及び東京都総務局統計部より公表された平成2年国勢調査報告書の中から世田谷区に関する結果を抜粋し、若干の解説を付したものです。内容、体裁等に不十分なところもあるかと存じますが、今後、皆様方のご助言をいただき、さらに内容の充実に努力してまいりたいと思います。

おわりに、国勢調査の実施に際し、ご協力いただきました区民の皆様と指導員・調査員をはじめ関係各位に対し、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも統計調査に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成5年9月

世田谷区長　大　場　啓　二

利 用 上 の 注 意

- 1 本報告書は、総務庁統計局及び東京都総務局統計部より公表された次の資料に基づくものである。
 - 平成2年国勢調査報告 第2巻 第1次基本集計結果 その1—全国編（平成3年12月発行）
 - 平成2年国勢調査報告 第2巻 第1次基本集計結果 その2—東京都（平成3年12月発行）
 - 平成2年国勢調査報告 第3巻 第2次基本集計結果 その1—全国編（平成4年8月発行）
 - 平成2年国勢調査報告 第3巻 第2次基本集計結果 その2—東京都（平成4年7月発行）
 - 平成2年国勢調査報告 第6巻 従業地・通学地集計結果 その1—東京都（平成4年10月発行）
 - 平成2年国勢調査 東京都区市町村町丁別報告 第1巻・第2巻・第3巻（平成5年3月発行）
 - 平成2年国勢調査による東京都の昼間人口（平成5年3月発行）

- 2 統計表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「－」 該当数字なし、秘匿数字
 - 「…」 不詳
 - 「△」 減少

- 3 結果表の中で、「町丁別の集計結果」については、数字の秘匿を行った。秘匿の趣旨及び秘匿措置は以下のとおりである。
 - (1) 区民のプライバシーの保護と統計調査への信頼性確保の実現という観点から結果表上、数字の一部を秘匿した。

秘匿は世帯等の生活内容が明らかとなる項目及び社会的な立場が明確となる項目について行うこととし、人口及び世帯総数が3以下の場合には総数を残し、その内訳はすべて秘匿した。

秘匿数字はバー（－）表示で行った。したがって、バーは該当数字なしと秘匿数字の2つの意味を持つことになる。
 - (2) 具体的な秘匿措置は以下のとおり
 - 第6表 世帯の種類（町丁別）

世帯の種類（2区分）、世帯人員（7区分）、施設等の世帯の種類（4区分）別世帯数核家族世帯の町丁別総数が3以下の場合、その内訳は秘匿した。
 - 第7表 一般世帯数（町丁別）

一般世帯数、一般世帯人員、親族人員、1世帯当たり親族人員（6歳未満、6～14歳、15～17歳、65歳以上、75歳以上の親族のいる一般世帯）及び家族類型（5区分）別65歳以上の親族のいる一般世帯数

65歳以上の親族のいる世帯の町丁別世帯数が3以下の場合、その再掲欄の内訳は秘匿した。
 - 第13表 住居の種類（町丁別）

住居の種類・住宅の所有の関係（7区分）別一般世帯数、一般世帯人員、1世帯当たり人員、1世帯当たり室数、1世帯当たり延べ面積及び1人当たり延べ面積

町丁別世帯数が3以下の場合、その内訳は秘匿した。
 - 第23表 労働力状態（町丁別）

労働力状態（2区分）、産業（大分類）、従業上の地位（6区分）、非労働力人口（3区分）別15歳以上人口（非労働力人口（全数）特掲）

町丁別15歳以上人口が3以下の場合、その内訳は秘匿した。

目次

国勢調査の概要

調査の沿革	1
調査の時期	1
調査の法的根拠	1
調査の地域	1

調査の対象	1
調査の事項	2
調査の方法	2

用語の解説

人口	3
面積	3
年齢	3
配偶関係	3
国籍	3
教育	4
世帯の種類	4
世帯人員及び親族人員	4
世帯の家族類型	5
住居の種類	5
住宅の所有の関係	5

居住室数・延べ面積	6
住宅の建て方	6
高齢者世帯	6
労働力状態	6
従業上の地位	7
産業	7
家計の収入の種類	7
従業・通学時の世帯の状況	8
従業地・通学地	8
利用交通手段	9
昼間人口	9

結果の要約

1 世田谷区の人口	11
2 昼間人口	12
3 年齢・男女別人口	13
4 配偶関係	15
5 世帯	15

6 教育	16
7 労働力状態	17
8 産業	18
9 住宅	19

統計表

男女・年齢・面積・人口密度・配偶関係

第 1 表 年齢（各歳），男女別人口	23
第 2 表 町丁別人口＜年齢（各歳），男女別人口，面積及び人口密度＞	24
第 3 表 東京都の人口＜人口，人口増減（昭和60年～平成2年），面積及び人口密度＞	78
第 4 表 配偶関係＜配偶関係（4区分），年齢（各歳），男女別15歳以上人口＞	79

国籍

第 5 表 国籍（4区分），男女別外国人数	79
-----------------------	----

世帯

第 6 表 世帯の種類（町丁別）＜世帯の種類（2区分），世帯人員（7区分），施設等の世帯の種類（4区分）別世帯数（核家族世帯特掲）＞	80
第 7 表 一般世帯数（町丁別）＜一般世帯数，一般世帯人員，親族人員，1世帯当たり親族人員（18歳未満，6歳未満，6～14歳，15～17歳，65歳以上，75歳以上の親族のいる一般世帯），及び家族類型（5区分）別65歳以上の親族のいる一般世帯数＞	88
第 8 表 世帯の家族類型＜世帯の家族類型（16区分）別一般世帯数，一般世帯人員及び親族人員（6歳未満・18歳未満親族のいる一般世帯及び親族のみから成る一般世帯特掲）＞	94
第 9 表 世帯主の年齢，男女別＜世帯の家族類型（16区分），世帯主の年齢（5歳階級），男女別一般世帯数＞	96

住居の状態

第 10 表 居住室数＜居住室数（10区分），住宅の所有の関係（5区分）別住宅に住む一般世帯数及び一般世帯人員＞	98
第 11 表 延べ面積＜延べ面積（14区分），住宅の所有の関係（5区分）別住宅に住む一般世帯数及び一般世帯人員＞	98
第 12 表 住宅の建て方＜住宅の建て方（6区分）別住宅に住む主世帯数，主世帯人員，1世帯当たり室数及び1世帯当たり延べ面積＞	99
第 13 表 住居の種類（町丁別）＜住居の種類・住宅の所有の関係（7区分）別一般世帯数，一般世帯人員，1世帯当たり人員，1世帯当たり室数，1世帯当たり延べ面積，1人当たり延べ面積＞	100

高齢者世帯

第 14 表	高齢単身者数<年齢(5歳階級),男女別高齢単身者数>.....	108
第 15 表	高齢夫婦世帯数<夫の年齢(5歳階級),妻の年齢(5歳階級)別高齢夫婦世帯数>.....	108
第 16 表	高齢単身者労働力状態<労働力状態(3区分),年齢(5歳階級),男女別高齢単身者数>.....	109
第 17 表	高齢夫婦世帯就業状態<夫の就業・非就業,夫の年齢(5歳階級),妻の就業・非就業,妻の年齢(3区分)別高齢夫婦世帯数>.....	109
第 18 表	65歳以上親族のいる一般世帯(住居の種類)<住居の種類・住宅の所有の関係(6区分)別65歳以上親族のいる一般世帯数,一般世帯人員,65歳以上親族人員,1世帯当たり室数及び1世帯当たり延べ面積>.....	110
第 19 表	65歳以上親族のいる一般世帯(延べ面積)<延べ面積(14区分),住宅の所有の関係(5区分)別住宅に住む65歳以上親族のいる一般世帯数>.....	111

労働力状態・産業・従業上の地位

第 20 表	産業大分類(従業上の地位)<産業(大分類),従業上の地位(5区分),男女別15歳以上就業者数>.....	110
第 21 表	労働力状態<労働力状態(8区分),年齢(5歳階級),男女別15歳以上人口>.....	112
第 22 表	産業大分類(年齢,男女別)<産業(大分類),年齢(5歳階級),男女別15歳以上就業者数(総数及び雇用者)>.....	114
第 23 表	労働力状態(町丁別)<労働力状態(2区分),産業(大分類),従業上の地位(6区分),非労働力人口(3区分),男女別15歳以上人口(非労働力人口(全数)特掲)>.....	116

家計の収入

第 24 表	家計の収入の種類<家計の収入の種類(15区分)別一般世帯数,一般世帯人員,親族人員及び15歳以上親族就業者数>.....	170
--------	--	-----

従業・通学

第 25 表	従業・通学時の世帯の状況<従業・通学時の世帯の状況(11区分),通勤・通学者数(5区分)別住宅に住む一般世帯数及び就業・通学(4区分)別住宅に住む一般世帯人員>.....	170
第 26 表	常住地又は従業地・通学地による年齢<常住地又は従業地・通学地による年齢(5歳階級),男女別人口及び15歳以上就業者数>.....	172
第 27 表	常住地による従業・通学市区町村別<常住地による従業・通学市区町村別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数>.....	174
第 28 表	従業地・通学地による常住市区町村別<従業地・通学地による常住市区町村別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数>.....	176
第 29 表	常住地又は従業地による産業大分類<常住地又は従業地による産業(大分類)別15歳以上就業者数>.....	179
第 30 表	常住地又は従業地・通学地による利用交通手段<常住地又は従業地・通学地による利用交通手段(17区分)別15歳以上自宅外就業者・通学者数>.....	179
第 31 表	常住地又は従業地・通学地による通勤・通学時間<常住地又は従業地・通学地による通勤・通学時間(11区分)別15歳以上自宅外就業者・通学者数及び平均時間>.....	180

昼間人口

第 32 表	昼間人口(産業大分類).....	180
第 33 表	昼間人口(男女・年齢別).....	181
第 34 表	町丁別昼間人口(推計).....	182
第 35 表	東京都の昼間人口.....	188

平成2年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成2年国勢調査はその15回目に当たる。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成2年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、昭和15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られており、戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年）の調査事項は人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

平成2年国勢調査は、平成2年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成2年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

調査の地域

平成2年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

平成2年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿などの宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院（又は入所）している者は入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員及びその家族を含む。）
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成2年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員に関する事項）

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 5年前の住居の所在地
- (8) 在学、卒業等教育の状況
- (9) 就業状態
- (10) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (11) 仕事の種類
- (12) 従業上の地位
- (13) 従業地又は通学地
- (14) 従業地又は通学地までの利用交通手段
- (15) 通勤時間又は通学時間

（世帯に関する事項）

- (16) 世帯の種類
- (17) 世帯員の数
- (18) 家計の収入の種類
- (19) 住居の種類
- (20) 居室の数
- (21) 住宅の床面積
- (22) 住宅の建て方

調査の方法

平成2年国勢調査は、総務庁統計局を主管部局とし、総務庁長官—都道府県知事—市区町村長—国勢調査指導員—国勢調査員の事務系統により行った。

調査の実施に先立ち、平成2年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定され、その数は約82万である。なお、調査区は、集計の単位である基本単位区を基に構成されている。

平成2年国勢調査は、総務庁長官により任命された約

75万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。

なお、調査に用いられ調査票は、直接、光学式マーク読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

用語の解説

用語の解説

人口

本報告書における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいう。3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿などの宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院（又は入所）している者は入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
 なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

面積

本報告書に掲載し、また人口密度の算出に用いた全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、建設省国土地理

院が公表した平成元年10月1日現在の「平成元年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、①市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、②境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては、利用者の便宜のため、総務庁統計局において面積を推定し、その旨を注記した。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがあるので、利用に当たっては注意されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総務庁統計局において測定したものである。

年齢

年齢は、平成2年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚—まだ結婚したことのない人

有配偶—現在、妻又は夫のある人

なお、内縁関係にある人も含まれる。

死別—妻又は夫と死別して独身の人

離別—妻又は夫と離別して独身の人

国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

1. 日本と外国の国籍を持つ人—日本

2. 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

教 育

<最終卒業学校の種類>

最終卒業学校の種類は、「小学校・中学校」、「高校・旧中」、「短大・高専」及び「大学・大学院」の四つに区分した。

なお、中途退学をした人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。

各区分に相当する主な学校は、下のとおりである。

最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類	主な学校の種類
小学校・中学校	小学校 中学校 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部・中学部 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 高等小学校 通信講習所普通科
高校・旧中 ¹⁾	高等学校 准看護婦養成所 盲学校・ろう学校・養護学校の高等部 旧制の中学校 高等女学校 実業学校 師範学校(予科・一部・二部) 鉄道教習所(中等部・普通部) 通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種・乙種予科練
短大・高専 ²⁾	短期大学 高等専門学校 都道府県立農業講習所 看護婦養成所 旧制の高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校
大学・大学院 ³⁾	大学 大学院

1) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設(新中卒を入学資格とする修業年限4年のもの)、大学入学資格検定規程による試験の合格者、専修学校高等課程(中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの)、実業学校卒業程度検定試験合格者、高等学校高等科入学資格検定試験合格者等を含む。

2) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設(新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの)、専修学校専門課程(新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの)、専門学校卒業程度検定試験合格者、高等学校高等科学力検定試験合格者等を含む。

3) 水産大学校及び気象大学校大学部(いずれも新高卒を入学資格とする修業年限4年のもの)、高等試験合格者等を含む。

世帯の種類

平成2年国勢調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住込み雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)及び(2)は棟ごと、(3)は施設ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒一学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者一病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者一老人ホーム、肢体不自由者更正施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者一自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者一刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他一住居不定者や陸上に住所を有しない船舶乗組員など

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、連れ子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

A 親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（営業使用人、家事使用人など）がいる場合もここに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と家事使用人から成る世帯も含まれている。

B 非親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦と片親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供と片親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外—寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯—「間借り」以外の5区分に居住する世帯

持ち家—居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家—その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

公団・公社の借家—その世帯の借りている住宅が住宅・都市整備公団又は都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用促進事業団の雇用促進住宅（移転就職者用宿舍）も含まれる。

民営の借家—その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅—勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り—他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいい、玄関、台所（炊事場）、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含まれない。

なお、ダイニング・キッチン（台所兼食事室）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳（4.95㎡）以上の場合には、居住室に含まれる。

延べ面積

延べ面積とは、各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3㎡に換算した。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。また、このうち共同住宅については、その建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6階建以上」の3つに区分している。

一戸建—1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

長屋建—二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅—一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

その他—上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

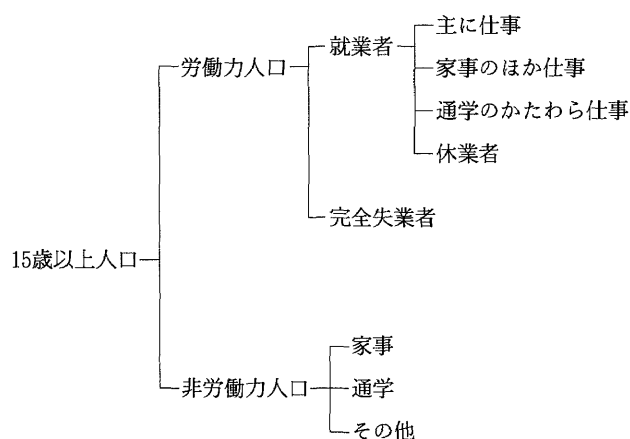
高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、いずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

なお、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせたものを高齢世帯という。

労働力状態

15歳以上の者について、平成2年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口—就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事—主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事—主に家事などをしていて、そのかわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事—主に通学していて、そのかわら仕事をした場合

休業者—勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であった、かつ職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学—主に通学していた場合

その他—上記のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしてきた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

雇用者—会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日雇い・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

役員—会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者—農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者—家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によった。

平成2年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（昭和59年1月行政管理庁告示第2号）を基に、これを平成2年国勢調査に適合するよう集約して編成したもので14項目の大分類、75項目の中分類、213項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業	}	A 農業
		B 林業
		C 漁業
第2次産業	}	D 鉱業
		E 建設業
		F 製造業
第3次産業	}	G 電気・ガス・熱供給・水道業
		H 運輸・通信業
		I 卸売・小売業、飲食店
		J 金融・保険業
		K 不動産業
		L サービス業
M 公務（他に分類されないもの）		

家計の収入の種類

世帯を、世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類により、次のとおり区分した。

- 賃金・給料が主な世帯**—主な収入が、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人の勤め先から得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世帯
 - 賃金・給料のみの世帯—収入が賃金・給料のみの世帯
 - 農業収入もある世帯—主な収入が賃金・給料で、農業収入もある世帯
 - その他—主な収入が賃金・給料で、農業収入以外

の他の収入もある世帯

2. **農業収入が主な世帯**—主な収入が、個人経営の農業（農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負など）から得られる収入である世帯
 - (4) 農業収入のみの世帯—収入が農業収入のみの世帯
 - (5) 賃金・給料もある世帯—主な収入が農業収入で、賃金・給料の収入もある世帯
 - (6) その他—主な収入が農業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
3. **農業収入以外の事業収入が主な世帯**—主な収入が、個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師、弁護士、文筆家などの収入である世帯
 - (7) 農業収入以外の事業収入のみの世帯—収入が農業収入以外の事業収入のみの世帯
 - (8) 賃金・給料もある世帯—主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料の収入もある世帯
 - (9) その他—主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
4. **内職収入が主な世帯**—主な収入が、内職（家庭内で行う賃仕事）から得ている収入である世帯
 - (10) 内職収入のみの世帯—収入が内職収入のみの世帯
 - (11) 賃金・給料もある世帯—主な収入が内職収入で、賃金・給料の収入もある世帯
 - (12) その他—主な収入が内職収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
5. **恩給・年金が主な世帯**—主な収入が、恩給・退職年金・老齢年金・障害年金・遺族年金などの収入である世帯
6. **仕送りが主な世帯**—主な収入が、別に住んでいる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費である世帯
7. **その他の収入が主な世帯**—主な収入が、上記以外で、例えば、家賃・地代、利子・配当、雇用保険、生活保護、土地売却代金、退職金などの収入や、預貯金の引き出しなどである世帯

従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、更に「その他の世帯」について、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後その世帯に残る世帯員の構成により、

次のとおり区分した。

- 通勤・通学者のみの世帯**—世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯
- その他の世帯**—通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯（通勤・通学者以外の世帯員の構成）
- 高齢者のみ—65歳以上の者のみ
 - 高齢者と幼児のみ—65歳以上の者と6歳未満の者のみ
 - 高齢者と幼児と女子のみ—65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女子のみ
 - 高齢者と女子のみ—65歳以上の者と6～64歳の女子のみ
 - 幼児のみ—6歳未満の者のみ
 - 幼児と女子のみ—6歳未満の者と6～64歳の女子のみ
 - 女子のみ—6～64歳の女子のみ
 - その他—上記以外

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅—従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主とその家族従業者や住み込みの使用人などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外—自市区町村に従業・通学先がある者で上記の自宅以外の場合

他市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

自市内他区—常住地が12大都市（札幌市、仙台市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）にある者で、同一市（都）内の他区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村一従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合
 他県一従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するという事は、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学してくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇業者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

利用交通手段

従業地又は通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類を、次のとおり区分した。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計した。

I 利用交通手段が1種類

- 1 徒歩だけ一徒歩だけで通勤又は通学している場合
- 2 鉄道・電車一電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
- 3 乗合バス一乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
- 4 勤め先・学校のバス一勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
- 5 自家用車一自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合
- 6 ハイヤー・タクシー一ハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。）
- 7 オートバイ一オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
- 8 自転車一自転車を利用している場合
- 9 その他一船・ロープウェイなど、上記以外の交通

手段を利用している場合

II 利用交通手段が2種類

- 10 鉄道・電車
- 11 鉄道・電車及び乗合バス
- 12 鉄道・電車及び勤め先・学校のバス
- 13 鉄道・電車及び自家用車
- 14 鉄道・電車及びハイヤー・タクシー
- 15 鉄道・電車及びオートバイ又は自転車
- 16 乗合バス及び勤め先・学校のバス
- 17 乗合バス及び自家用車
- 18 乗合バス及びハイヤー・タクシー
- 19 乗合バス及びオートバイ又は自転車
- 20 その他利用交通手段が2種類

III 利用交通手段が3種類

- 21 2種類の鉄道・電車及び乗合バス
- 22 2種類の鉄道・電車及び勤め先・学校のバス
- 23 2種類の鉄道・電車及び自家用車
- 24 2種類の鉄道・電車及びハイヤー・タクシー
- 25 2種類の鉄道・電車及びオートバイ又は自転車
- 26 鉄道・電車、乗合バス及び勤め先・学校のバス
- 27 鉄道・電車、乗合バス及び自家用車
- 28 鉄道・電車、乗合バス及びオートバイ又は自転車
- 29 その他利用交通手段が3種類

IV 利用交通手段が4種類以上

通勤・通学時間

通勤・通学時間とは、ふだん利用している交通手段による自宅から従業先又は通学先までの通常の所要時間（片道）をいう。

昼間人口と夜間人口

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していない。また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

例 A市の昼間人口の算出方法

$$A市の昼間人口 = A市の常住人口 - A市からの流出人口 + A市への流入人口$$

なお、32表～35表では、昼間人口・夜間人口には年齢不詳の者を集計の対象から除外している。

また、地域別昼間人口の推計方法については、次のとおりである。

$$\begin{aligned} & \left\{ \begin{array}{l} \text{世田谷区の昼間就業者数を平成3年事業所統} \\ \text{計調査（平成3年7月1日現在）による従業者} \\ \text{数の町丁別構成によって按分した推計値} \end{array} \right\} \\ + & \left\{ \begin{array}{l} \text{世田谷区の昼間通学者数を平成2年学校基本} \\ \text{調査（平成2年5月1日現在）による在学者数} \\ \text{（夜間部通学者を除く）の町丁別構成比によっ} \\ \text{て按分した推計値} \end{array} \right\} \\ + & \text{町丁別非就業者（家事・完全失業者・乳幼児等）} \end{aligned}$$